共通一第5号様式 見積参加者選考調書 (特定随意契約用)

決 定 日

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達 件 名 私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務 発 注 課 子) 施設運営課 随意契約の理由(相手力を特定した理由を含む。) 本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保護型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施でりまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。 当該事業の対象園を実施では、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が所管していなない私学助成園と対象に合えでいるが、特に補助金の連絡調整業を行うことを目的としている。 以下になる。 当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が所管していない私学助成園となる幼稚園等には、札幌市が前である。ことが必須の条件となる。この点について、(一社)利地に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡網連が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)利間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡網連連が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)利・大きらに私学助成園との連絡体制も有していることから、昨日履行可能な者であると研修受講等の要件を課しており、こからの研修運営も必要修をなる。画等庫用はおいても原屋であるが見教育の振りといて、1年とソターとの治のでは、幼児教育の振りとしていることがの書からからから、大きなができるができる。この点において本団体は、幼児教育の振りとしていることができないから基礎知識を有していることのものとでで、といから表示とないで、主部に掲げた業務度行上の変格が重視を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たすると判断できる。のと第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
選定事業者 一般社団法人 札幌市私立幼稚園連合会 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、とめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡調整が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市和立幼稚園連ら会(以下「本団体」という。)のみが市内の私立幼稚園等を統括し、さらに私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると財際できる。また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、の手での主に私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると財際できる。また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下「センター」という。)が行うが、研修の企画等運用においてもなり、対別教育のを含ることがで表していることから表達の過れて本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、力児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有していることのの場で深い知見を有していることのの場で深い知見を有していることがのである。以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	調達件名	私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。 当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管つる新制度移行園に加え、未し続事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまとめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡調整が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連び可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)人で、当社の主とが多の事務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡関連を統括し、さらに私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下「センター」という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となる幼児教育のよりにおいては、幼児教育の振興と保、当該分野に深い知見を有している基準の資質向上を図り、幼児教育のよらなる充実をめざすことを目的として設立され、自該分野に深い知見を有していることができる必要がある。このよといることができるのよりには、本間体が発育であるといて、現上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にはないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	発 注 課	子)施設運営課
本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。 当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が所管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまとめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園と迅速な連絡調整合会(以下「本団体」という。)のみが市内の私立幼稚園等を統括し、さらに私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育世ンター(以下「生ンター」という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となる幼児教育等にかかる基礎知識を有しているほか、センターとの綿密な連携を図ることができる必要がある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、また、センターと同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234 条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	選定事業者	一般社団法人 札幌市私立幼稚園連合会
稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が前管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまとめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な幼稚園連びであることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連合会(以下「本団体」という。)のみが唯一履行を添え者と判断できる。また、特別支援教育の書となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育とンター」という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となるができまた、やり、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等に幼児教育ととなるの児教育のでとなり、これらの研修運営は必要となる。書では、前提となるができまた、からを書しているほか、センターとの場合に深い見を自然を関うととがの見をある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資に深い知られて本団体は、幼児教育のをさるたと同一建物内に事業所を有していることから野に連携を図ることができ、研修の企画運用においても乗業所を有していることから野に連携を図ることができ、研修の企画運用においても、第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	→ ₩ ₹⁄⁄r),⊥	
当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、 札幌市が所管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりま とめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡調整 が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連 合会(以下「本団体」という。)のみが市内の私立幼稚園等を統括し、さらに私学助成 園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。 また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を 課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下 「センター」という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となる幼児教育 等にかかる基礎知識を有しているほか、センターとの綿密な連携を図ることがり、幼児教育のさらなる充実をめずことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、 教育のさらなる充実を必ずことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、で 表に、センターと同一建物内に事業所を有していることから東京を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外には ないと判断されるため、地方自治法第234 条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	稚園及び幼保 るための連絡 りまとめ業務	連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施す 調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取
園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下「センター」という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となる幼児教育等にかかる基礎知識を有しているほか、センターとの綿密な連携を図ることができる必要がある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、また、センターと同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	当該事業の 札幌市が所管 とめ業務にお が可能である	していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまいては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡調整 ことが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連
要がある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、また、センターと同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	園との連絡体にまた、特別 課しており、 「センター」	制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。 支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下 という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となる幼児教育
以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	要がある。こ 教育のさらな また、センタ	の点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児 る充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、 一と同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることがで
	以上のこと ないと判断さ 条の2第1項	から、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外には れるため、地方自治法第234 条第 2 項の規定及び地方自治法施行令第167
		出版十点が決大に合め167名の 0 年 1 万年 0 日
	根拠法令	地力日宿法施仃守界16/余の2男1垻弟2号

令和5年2月14日